

平成 28 年経済センサス - 活動調査

産業別集計(卸売業, 小売業に関する集計)

結果の概要

概 況

1. 事業所数及び従業者数	1
(1) 卸売業	3
(2) 小売業	4
2. 年間商品販売額等	6
(1) 卸売業	7
(2) 小売業	8
①年間商品販売額	8
②商品販売形態別年間商品販売額（法人）	10
③売場面積（法人）	11
3. 都道府県別の状況	12
平成 28 年経済センサス - 活動調査の概要	15
用語の解説	23
集計及び公表予定	27

平成 30 年 3 月 28 日
総務省・経済産業省

利 用 上 の 注 意

1. 「平成28年経済センサス - 活動調査 産業別集計（卸売業，小売業に関する集計）」（以下「産業別集計（卸売業，小売業）」という。）は、「卸売業，小売業」の事業所（以下「事業所」という。）について集計した確報結果である。このため、平成29年5月31日に公表した「平成28年経済センサス - 活動調査（速報）」の「卸売業，小売業」の結果とは異なっている。
2. 年間商品販売額は平成27年1年間、事業所数、従業者数等の経理事項以外の事項は平成28年6月1日現在の数値である。
3. この「結果の概要」における年間商品販売額は、産業細分類の格付に必要な事項の数値が得られた事業所を対象として集計した数値である。事業所数、従業者数については、卸売業、小売業内の格付不能事業所及び年間商品販売額のない管理・補助的経済活動を行う事業所を含め集計した数値である。
4. 従業者数は「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」及び「常用雇用者」の計であり、「臨時雇用者」は含めていない。
5. 年間商品販売額については、原則消費税込みで把握しているが、一部の消費税抜きの回答については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン（平成27年5月19日 各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、消費税込みに補正した上で結果表として集計した。
＜ガイドライン＞
http://www.soumu.go.jp/main_content/000365494.pdf
6. 調査票の欠測値や回答内容の矛盾などについて精査し、平成24年経済センサス - 活動調査、平成26年経済センサス - 基礎調査、平成26年商業統計調査及び報告者の公開情報等を基に、補足訂正を行った上で結果表として集計した。
＜欠測値等の取扱いについて＞
<http://www.stat.go.jp/data/e-census/2016/kekka/pdf/hotei.pdf>
7. 各項目の金額は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。なお、比率は、小数点以下第2位で四捨五入している。
該当数字がないもの及び分母が0等のため計算できないものは「－」とした。また、増減は、数値がマイナスのものは「▲」、プラスのものは本文においては「＋」で表した。
「x」は、集計対象となる事業所が1又は2であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に該当数値を秘匿した箇所である。また、集計対象が3以上の事業所に関する数値であっても、集計対象が1又は2の

事業所の数値が合計との差引きで判明する箇所は、併せて「x」とした。

8. 事業所の産業の決定方法

事業所を産業分類別に集計するための産業の決定（格付け）方法は、次のとおりである。

(1) 一般的な方法

① 取扱商品が単品の場合

平成28年経済センサス - 活動調査の卸売業及び小売業で用いる商品分類番号（以下「商品分類番号」という。）の4桁で産業細分類を決定する。

② 取扱商品が複数の場合

ア 卸売の商品販売額（仲立手数料を除く。）と小売の商品販売額を比較し、いずれの販売額が多いかによって卸売業か小売業かを決定する。

イ 商品分類番号上位2桁の販売額で分類集計し、その最も大きい上位2桁によって、産業中分類（2桁分類）を決定し、その決定された2桁の番号のうち、前記と同様な方法で上位3桁、上位4桁の順に分類し、産業細分類（4桁分類）を格付けする。

(2) 特殊な方法

卸売業のうち「各種商品卸売業（従業者が常時100人以上のもの）」、「その他の各種商品卸売業」及び「代理商、仲立業」、小売業のうち「百貨店、総合スーパー」、「その他の各種商品小売業（従業者が常時50人未満のもの）」、「各種食料品小売業」、「コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）」、「ドラッグストア」、「ホームセンター」、「たばこ・喫煙具専門小売業」及び「無店舗小売業」については、以下の方法で格付けを行っている。

※個人経営調査票については、『主な事業の種類又は事業所の形態等』を格付けの参考としている。

① 卸売業

ア 「5011 各種商品卸売業（従業者が常時100人以上のもの）」

表1の財別（生産財、資本財及び消費財）の3財にわたる商品を卸売りし、各財の販売額がいずれも卸売販売総額（仲立手数料を除く。）の10%以上で、従業者が100人以上の事業所

イ 「5019 その他の各種商品卸売業」

表1の財別（生産財、資本財及び消費財）の3財にわたる商品を卸売りし、商品分類番号上位3桁の販売額で分類集計した販売額がいずれも卸売販売総額（仲立手数料を除く。）の50%未満で、従業者が100人未満の事業所

表1 財別と商品分類

財 別	商品分類番号 上位3桁	以下の産業分類に属する品目
生 産 財	511	繊維品卸売業（衣服，身の回り品を除く）
	532	化学製品卸売業
	533	石油・鉱物卸売業
	534	鉄鋼製品卸売業
	535	非鉄金属卸売業
	536	再生資源卸売業
資 本 財	531	建築材料卸売業
	541	産業機械器具卸売業
	542	自動車卸売業
	543	電気機械器具卸売業
	549	その他の機械器具卸売業
消 費 財	512	衣服卸売業
	513	身の回り品卸売業
	521	農畜産物・水産物卸売業
	522	食料・飲料卸売業
	551	家具・建具・じゅう器等卸売業
	552	医薬品・化粧品等卸売業
	553	紙・紙製品卸売業
	559	他に分類されない卸売業

なお、上記ア、イについて、生産財、資本財及び消費財の3財にわたる商品を扱っていても、生産財の商品分類番号が「536」（再生資源卸売業に属する品目）のみ、または、消費財の商品分類番号が「559」（他に分類されない卸売業に属する品目）のみの場合には、一般的な方法による卸売業格付けとする。

ウ 「5598 代理商，仲立業」

卸売の商品販売額（仲立手数料を除く。）と仲立手数料を比較し、仲立手数料が多い場合に「代理商，仲立業」に格付けする。

② 小売業

ア 「5611 百貨店，総合スーパー」

表2の「衣」、「食」及び「他」にわたる商品を小売りし、「衣」、「食」及び「他」の各販売額がいずれも小売販売総額の10%以上70%未満で、従業者が50人以上の事業所

イ 「5699 その他の各種商品小売業（従業者が常時50人未満のもの）」

表2の「衣」、「食」及び「他」にわたる商品を小売りし、「衣」、「食」及び「他」の各販売額がいずれも小売販売総額の50%未満で、従業者が50人未満の事業所

表2 「衣」、「食」及び「他」と商品分類

衣・食・他別	商品分類番号 上位2桁	以下の産業分類に属する品目
衣	57	織物・衣服・身の回り品小売業
食	58	飲食料品小売業
他	59 60	機械器具小売業 その他の小売業

ウ 「5811 各種食料品小売業」

中分類「58 飲食料品小売業」に格付けされた事業所のうち、表3の商品分類番号上位3桁で分類集計した小売販売額が3つ以上あり、そのいずれもが商品分類番号「58」（飲食料品小売業に属する品目）の総額の50%に満たない事業所

表3 飲食料品小売業と商品分類

産業分類	商品分類番号 上位3桁	以下の産業分類に属する品目
58 飲食料品小売業	582	野菜・果実小売業
	583	食肉小売業
	584	鮮魚小売業
	585	酒小売業
	586	菓子・パン小売業
	589	その他の飲食料品小売業

エ 「5891 コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）」

中分類「58 飲食料品小売業」に格付けされた事業所のうち、セルフサービス方式を採用し、売場面積が30㎡以上250㎡未満で、営業時間が14時間以上の事業所

オ 「6031 ドラッグストア」

小分類「603 医薬品・化粧品小売業」に格付けされた事業所のうち、以下のいずれかの事業所

- ・セルフサービス方式を採用しており、一般用医薬品を小売りしている事業所
- ・セルフサービス方式を採用しており、「店舗形態」において「ドラッグストア」を選択した事業所

カ 「6091 ホームセンター」

中分類「60 その他の小売業」に格付けされた事業所のうち、以下のいずれかの事業所

- ・ セルフサービス方式を採用し、売場面積が 500 m²以上で、金物、荒物、苗・種子のいずれかを小売りしている事業所
- ・ セルフサービス方式を採用し、売場面積が 500 m²以上で、「店舗形態」において「ホームセンター」を選択した事業所

キ 「6092 たばこ・喫煙具専門小売業」

商品分類番号「6092」（たばこ・喫煙具専門小売業に属する品目）の販売額が小売販売総額の90%以上の事業所

ク 「61 無店舗小売業」

販売形態の店頭販売の割合が0%及び売場面積が0m²の事業所

概 況

1. 事業所数及び従業者数

平成28年6月1日現在の卸売業、小売業の事業所数は135万5060事業所(平成24年2月1日現在(※)と比べると▲3.6%)、従業者数は1159万6089人(同+3.3%)となっている。

卸売業についてみると、事業所数は36万4814事業所(同▲1.8%)となっており、産業中分類別にみると「機械器具卸売業」が9万8974事業所(同+5.3%)と最も多く、次いで「建築材料、鉱物・金属材料等卸売業」が8万5388事業所(同+1.1%)、医薬品・化粧品、家具・建具・じゅう器などが含まれる「その他の卸売業」が8万5163事業所(同▲0.3%)などとなっている。

また、従業者数は394万1646人(同+3.1%)となっており、産業中分類別にみると、「機械器具卸売業」が121万7552人(同+16.3%)と最も多く、次いで「その他の卸売業」が90万6909人(同+6.1%)、「飲食料品卸売業」が77万2054人(同+1.7%)などとなっている(第1表)。

小売業についてみると、事業所数は99万246事業所(同▲4.2%)となっており、産業中分類別にみると、医薬品・化粧品、燃料などが含まれる「その他の小売業」が36万7376事業所(同▲4.9%)、「飲食料品小売業」が29万9120事業所(同▲5.9%)、「機械器具小売業」が14万2223事業所(同+3.7%)などとなっている。

また、従業者数は765万4443人(同+3.4%)となっており、産業中分類別にみると、「飲食料品小売業」が301万2432人(同+5.7%)、「その他の小売業」が236万5520人(同▲0.4%)、「機械器具小売業」が88万4255人(同+6.0%)などとなっている(第1表)。

※ 平成24年経済センサス-活動調査(以下「24年調査」という。)の事業所数、従業者数等の経理事項以外の事項は平成24年2月1日現在の数値である。

第1表 産業中分類別事業所数、従業者数

産業中分類	事業所数				従業者数			
	平成24年	平成28年	増減率 (%)	業種別計 に占める 割合 (%)	平成24年 (人)	平成28年 (人)	増減率 (%)	業種別計 に占める 割合 (%)
合計	1,405,021	1,355,060	▲ 3.6	(100.0)	11,225,151	11,596,089	3.3	(100.0)
卸売業計	371,663	364,814	▲ 1.8	(26.9) 100.0	3,821,535	3,941,646	3.1	(34.0) 100.0
50 各種商品卸売業	1,619	1,410	▲ 12.9	0.4	40,839	39,435	▲ 3.4	1.0
51 繊維・衣服等卸売業	24,525	22,883	▲ 6.7	6.3	262,096	244,847	▲ 6.6	6.2
52 飲食品卸売業	73,006	70,613	▲ 3.3	19.4	759,067	772,054	1.7	19.6
53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	84,467	85,388	1.1	23.4	711,246	757,863	6.6	19.2
54 機械器具卸売業	94,024	98,974	5.3	27.1	1,046,513	1,217,552	16.3	30.9
55 その他の卸売業	85,404	85,163	▲ 0.3	23.3	854,681	906,909	6.1	23.0
小売業計	1,033,358	990,246	▲ 4.2	(73.1) 100.0	7,403,616	7,654,443	3.4	(66.0) 100.0
56 各種商品小売業	3,014	3,275	8.7	0.3	363,578	356,644	▲ 1.9	4.7
57 織物・衣服・身の回り品小売業	147,703	140,465	▲ 4.9	14.2	672,062	698,105	3.9	9.1
58 飲食品小売業	317,983	299,120	▲ 5.9	30.2	2,848,828	3,012,432	5.7	39.4
59 機械器具小売業	137,170	142,223	3.7	14.4	834,485	884,255	6.0	11.6
60 その他の小売業	386,453	367,376	▲ 4.9	37.1	2,374,463	2,365,520	▲ 0.4	30.9
61 無店舗小売業	34,461	37,088	7.6	3.7	265,389	331,474	24.9	4.3

注1：「従業者数」とは、「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」及び「常用雇用者」の計であり、「臨時雇用者」は含めていない。

注2：年間商品販売額のない管理・補助的経済活動を行う事業所を含めている（『産業編（総括表）』『産業編（都道府県表）』の統計表第1表に該当。以下同じ。）。

注3：「卸売業計」「小売業計」には格付不能の事業所を含めているため、内訳の積み上げと一致しない。

注4：（ ）内は、「合計」（卸売業・小売業）を100.0%とした時の構成比である。

(1) 卸売業

産業小分類別に事業所数をみると、「産業機械器具卸売業」が3万8086事業所（卸売業計の10.4%）と最も多く、次いで「食料・飲料卸売業」が3万5672事業所（同9.8%）、「建築材料卸売業」が3万5029事業所（同9.6%）などとなっている（第2表、第1図）。

また、産業小分類別に従業者数をみると、「電気機械器具卸売業」が42万1391人（卸売業計の10.7%）と最も多く、次いで「食料・飲料卸売業」が41万4287人（同10.5%）、「産業機械器具卸売業」が39万5521人（同10.0%）などとなっている（第2表）。

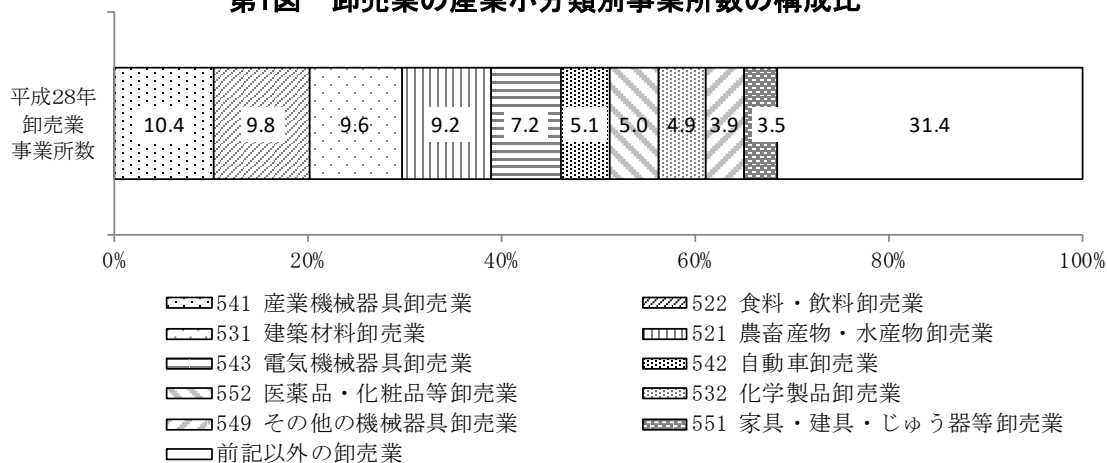
第2表 卸売業の産業小分類別事業所数、従業者数

産業小分類	事業所数		従業者数	
	平成28年	業種別計に占める割合(%)	平成28年(人)	業種別計に占める割合(%)
卸売業計	364,814	100.0	3,941,646	100.0
501 各種商品卸売業	1,352	0.4	39,087	1.0
511 繊維品卸売業（衣服、身の回り品を除く）	3,943	1.1	34,682	0.9
512 衣服卸売業	9,903	2.7	117,420	3.0
513 身の回り品卸売業	8,610	2.4	86,866	2.2
521 農畜産物・水産物卸売業	33,461	9.2	346,246	8.8
522 食料・飲料卸売業	35,672	9.8	414,287	10.5
531 建築材料卸売業	35,029	9.6	266,480	6.8
532 化学製品卸売業	18,052	4.9	184,029	4.7
533 石油・鉱物卸売業	5,983	1.6	69,984	1.8
534 鉄鋼製品卸売業	8,964	2.5	102,414	2.6
535 非鉄金属卸売業	4,916	1.3	37,024	0.9
536 再生資源卸売業	11,062	3.0	83,893	2.1
541 産業機械器具卸売業	38,086	10.4	395,521	10.0
542 自動車卸売業	18,708	5.1	201,883	5.1
543 電気機械器具卸売業	26,301	7.2	421,391	10.7
549 その他の機械器具卸売業	14,279	3.9	172,332	4.4
551 家具・建具・じゅう器等卸売業	12,715	3.5	110,738	2.8
552 医薬品・化粧品等卸売業	18,329	5.0	301,935	7.7
553 紙・紙製品卸売業	6,804	1.9	72,628	1.8
559 他に分類されない卸売業	45,953	12.6	391,221	9.9

注1：「従業者数」とは、「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」及び「常用雇用者」の計であり、「臨時雇用者」は含めていない。

注2：「卸売業計」には格付不能の事業所及び年間商品販売額のない管理・補助的経済活動を行う事業所を含めているため、内訳の積み上げと一致しない。

第1図 卸売業の産業小分類別事業所数の構成比



注：「前記以外の卸売業」には格付不能の事業所、年間商品販売額のない管理・補助的経済活動を行う事業所及び「559 他に分類されない卸売業」を含めている。

(2) 小売業

産業小分類別に事業所数をみると、コンビニエンスストア、料理品などが含まれる「その他の飲食料品小売業」が13万2479事業所（小売業計の13.4%）と最も多く、次いで「医薬品・化粧品小売業」が8万9453事業所（同9.0%）、「自動車小売業」が8万3887事業所（同8.5%）などとなっている（第3表、第2図）。

産業小分類別に従業者数をみると、「その他の飲食料品小売業」が128万37人（小売業計の16.7%）と最も多く、次いで「各種食料品小売業」が102万5225人（同13.4%）、「医薬品・化粧品小売業」が60万5676人（同7.9%）などとなっている（第3表）。

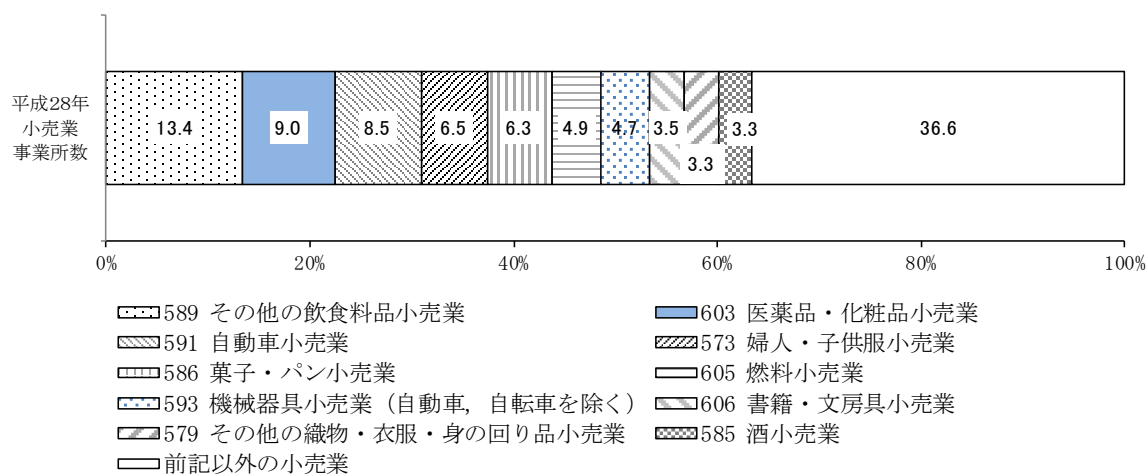
第3表 小売業の産業小分類別事業所数、従業者数

産業小分類	事業所数		従業者数	
	平成28年	業種別計に占める割合 (%)	平成28年 (人)	業種別計に占める割合 (%)
小売業計	990,246	100.0	7,654,443	100.0
561 百貨店、総合スーパー	1,590	0.2	330,992	4.3
569 その他の各種商品小売業（従業者が常時50人未満のもの）	1,536	0.2	11,663	0.2
571 呉服・服地・寝具小売業	14,711	1.5	51,131	0.7
572 男子服小売業	17,419	1.8	83,324	1.1
573 婦人・子供服小売業	64,013	6.5	322,551	4.2
574 靴・履物小売業	10,523	1.1	48,953	0.6
579 その他の織物・衣服・身の回り品小売業	32,709	3.3	170,047	2.2
581 各種食料品小売業	27,442	2.8	1,025,225	13.4
582 野菜・果実小売業	18,397	1.9	84,882	1.1
583 食肉小売業	11,058	1.1	58,530	0.8
584 鮮魚小売業	13,705	1.4	56,326	0.7
585 酒小売業	32,233	3.3	95,169	1.2
586 菓子・パン小売業	61,922	6.3	369,508	4.8
589 その他の飲食料品小売業	132,479	13.4	1,280,037	16.7
591 自動車小売業	83,887	8.5	565,227	7.4
592 自転車小売業	11,207	1.1	27,204	0.4
593 機械器具小売業（自動車、自転車を除く）	46,272	4.7	271,385	3.5
601 家具・建具・畳小売業	20,138	2.0	91,251	1.2
602 じゅう器小売業	15,225	1.5	46,310	0.6
603 医薬品・化粧品小売業	89,453	9.0	605,676	7.9
604 農耕用品小売業	11,938	1.2	59,051	0.8
605 燃料小売業	48,240	4.9	305,230	4.0
606 書籍・文房具小売業	34,847	3.5	438,421	5.7
607 スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業	22,347	2.3	137,588	1.8
608 写真機・時計・眼鏡小売業	20,175	2.0	77,848	1.0
609 他に分類されない小売業	102,095	10.3	562,834	7.4
611 通信販売・訪問販売小売業	28,009	2.8	241,271	3.2
612 自動販売機による小売業	3,740	0.4	35,092	0.5
619 その他の無店舗小売業	5,058	0.5	48,620	0.6

注1：「従業者数」とは、「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」及び「常用雇用者」の計であり、「臨時雇用者」は含めていない。

注2：「小売業計」には格付不能の事業所及び年間商品販売額のない管理・補助的経済活動を行う事業所を含めているため、内訳の積み上げと一致しない。

第2図 小売業の産業小分類別事業所数の構成比



注：「前記以外の小売業」には格付不能の事業所、年間商品販売額のない管理・補助的経済活動を行う事業所及び「609 他に分類されない小売業」を含めている。

2. 年間商品販売額等

平成27年の卸売業、小売業の年間商品販売額は544兆8359億円（平成23年（※1）と比べると+20.8%）（※2）となっている（第4表）。

卸売業についてみると、年間商品販売額は406兆8203億円（同+19.5%）となっており、産業中分類別にみると、「建築材料、鉱物・金属材料等卸売業」が108兆4959億円（同+10.0%）と最も多く、次いで「機械器具卸売業」が105兆4624億円（同+37.8%）、「飲食料品卸売業」が85兆238億円（同+26.8%）などとなっている（第4表）。

小売業についてみると、年間商品販売額は138兆156億円（同+24.9%）となっており、産業中分類別にみると、医薬品・化粧品、燃料などが含まれる「その他の小売業」が41兆1193億円（同+19.1%）と最も多く、次いで「飲食料品小売業」が39兆4914億円（同+26.6%）、「機械器具小売業」が25兆6420億円（同+29.1%）などとなっている（第4表）。

※1 24年調査の年間商品販売額等の経理事項は平成23年1年間の数値である。

※2 経理事項が税抜きで回答されていた場合は、税込み金額に補正した上で集計した。一方、24年調査は、税抜きで回答されていた場合でも、そのままの金額を用いて集計した結果であること、また、当時の消費税率は5%であり、現行の税率（8%）と異なることから、比較に際しては留意されたい。以下同じ。

第4表 産業中分類別年間商品販売額

産業中分類	年間商品販売額			
	平成23年 (億円)	平成27年 (億円)	増減率 (%)	業種別計 に占める 割合 (%)
合計	4,509,276	5,448,359	20.8	(100.0)
卸売業計	3,404,378	4,068,203	19.5	(74.7) 100.0
50 各種商品卸売業	300,710	301,064	0.1	7.4
51 繊維・衣服等卸売業	113,742	117,043	2.9	2.9
52 飲食料品卸売業	670,563	850,238	26.8	20.9
53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	986,215	1,084,959	10.0	26.7
54 機械器具卸売業	765,058	1,054,624	37.8	25.9
55 その他の卸売業	568,090	660,275	16.2	16.2
小売業計	1,104,899	1,380,156	24.9	(25.3) 100.0
56 各種商品小売業	109,822	128,227	16.8	9.3
57 織物・衣服・身の回り品小売業	72,681	96,024	32.1	7.0
58 飲食料品小売業	311,965	394,914	26.6	28.6
59 機械器具小売業	198,627	256,420	29.1	18.6
60 その他の小売業	345,263	411,193	19.1	29.8
61 無店舗小売業	66,540	93,378	40.3	6.8

注1：年間商品販売額は、卸売業、小売業の事業所のうち、卸売業又は小売業の商品販売額があり、産業細分類の格付に必要な事項の数値が得られた事業所を対象として集計した（『産業編（総括表）』『産業編（都道府県表）』の統計表第2表以降に該当。以下同じ。）。

注2：（ ）内は、「合計」（卸売業・小売業）を100.0%とした時の構成比である。

(1) 卸売業

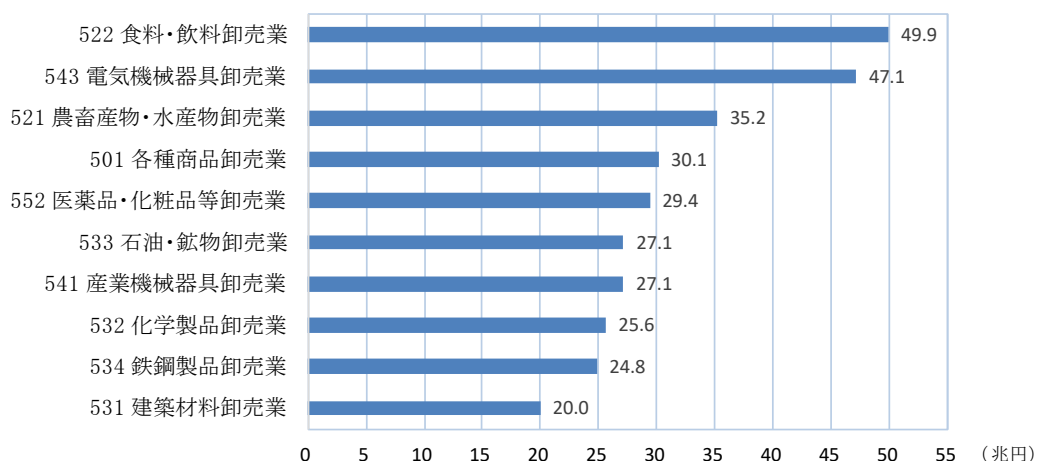
産業小分類別に年間商品販売額をみると、「食料・飲料卸売業」が49兆8651億円（卸売業計の12.3%）と最も多く、次いで「電気機械器具卸売業」が47兆1005億円（同11.6%）、「農畜産物・水産物卸売業」が35兆1587億円（同8.6%）などとなっている（第5表、第3図）。

第5表 卸売業の産業小分類別年間商品販売額

産業小分類	年間商品販売額	
	平成27年 (億円)	業種別計 に占める 割合 (%)
卸売業計	4,068,203	100.0
501 各種商品卸売業	301,064	7.4
511 繊維品卸売業（衣服、身の回り品を除く）	29,536	0.7
512 衣服卸売業	47,987	1.2
513 身の回り品卸売業	39,521	1.0
521 農畜産物・水産物卸売業	351,587	8.6
522 食料・飲料卸売業	498,651	12.3
531 建築材料卸売業	199,516	4.9
532 化学製品卸売業	255,961	6.3
533 石油・鉱物卸売業	271,296	6.7
534 鉄鋼製品卸売業	248,163	6.1
535 非鉄金属卸売業	81,420	2.0
536 再生資源卸売業	28,604	0.7
541 産業機械器具卸売業	271,144	6.7
542 自動車卸売業	181,842	4.5
543 電気機械器具卸売業	471,005	11.6
549 その他の機械器具卸売業	130,633	3.2
551 家具・建具・じゅう器等卸売業	56,173	1.4
552 医薬品・化粧品等卸売業	293,526	7.2
553 紙・紙製品卸売業	71,063	1.7
559 他に分類されない卸売業	239,512	5.9

注：年間商品販売額は、卸売業の事業所のうち、卸売業の年間商品販売額があり、産業細分類の格付に必要な事項の数値が得られた事業所を対象として集計した。

第3図 卸売業の産業小分類別年間商品販売額（上位10産業）



注：「559 他に分類されない卸売業」は年間商品販売額上位10産業分類から除いている。

(2) 小売業

①年間商品販売額

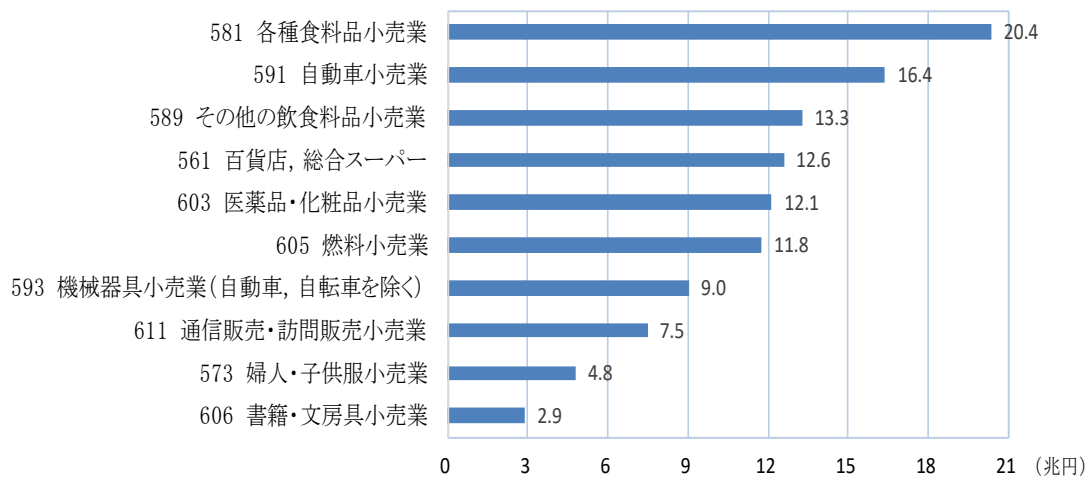
産業小分類別に年間商品販売額をみると、「各種食料品小売業」が20兆3596億円（小売業計の14.8%）と最も多く、次いで「自動車小売業」が16兆3879億円（同11.9%）、コンビニエンスストアなどが含まれる「その他の飲食料品小売業」が13兆2724億円（同9.6%）などとなっている（第6表、第4図）。

第6表 小売業の産業小分類別年間商品販売額

産業小分類	年間商品販売額	
	平成27年 (億円)	業種別計 に占める 割合 (%)
小売業計	1,380,156	100.0
561 百貨店、総合スーパー	125,837	9.1
569 その他の各種商品小売業（従業者が常時50人未満のもの）	2,391	0.2
571 呉服・服地・寝具小売業	4,552	0.3
572 男子服小売業	14,697	1.1
573 婦人・子供服小売業	47,920	3.5
574 靴・履物小売業	6,968	0.5
579 その他の織物・衣服・身の回り品小売業	21,888	1.6
581 各種食料品小売業	203,596	14.8
582 野菜・果実小売業	8,992	0.7
583 食肉小売業	6,788	0.5
584 鮮魚小売業	6,708	0.5
585 酒小売業	14,813	1.1
586 菓子・パン小売業	21,293	1.5
589 その他の飲食料品小売業	132,724	9.6
591 自動車小売業	163,879	11.9
592 自転車小売業	2,248	0.2
593 機械器具小売業（自動車、自転車を除く）	90,293	6.5
601 家具・建具・畳小売業	13,757	1.0
602 じゅう器小売業	4,066	0.3
603 医薬品・化粧品小売業	121,480	8.8
604 農耕用品小売業	14,685	1.1
605 燃料小売業	117,581	8.5
606 書籍・文房具小売業	28,913	2.1
607 スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業	21,314	1.5
608 写真機・時計・眼鏡小売業	10,831	0.8
609 他に分類されない小売業	78,564	5.7
611 通信販売・訪問販売小売業	74,746	5.4
612 自動販売機による小売業	8,794	0.6
619 その他の無店舗小売業	9,837	0.7

注：年間商品販売額は、小売業の事業所のうち、小売業の年間商品販売額があり、産業細分類の格付に必要な事項の数値が得られた事業所を対象として集計した。

第4図 小売業の産業小分類別年間商品販売額（上位10産業）



注：「609 他に分類されない小売業」は年間商品販売額上位10産業分類から除いている。

②商品販売形態別年間商品販売額（法人）

商品販売形態別に年間商品販売額をみると店頭販売が111兆5342億円（小売計の86.3%）と最も多く、次いで訪問販売が5兆5397億円（同4.3%）、共同購入等を含むその他が4兆5988億円（同3.6%）の順となっている（第7表、第5図）。

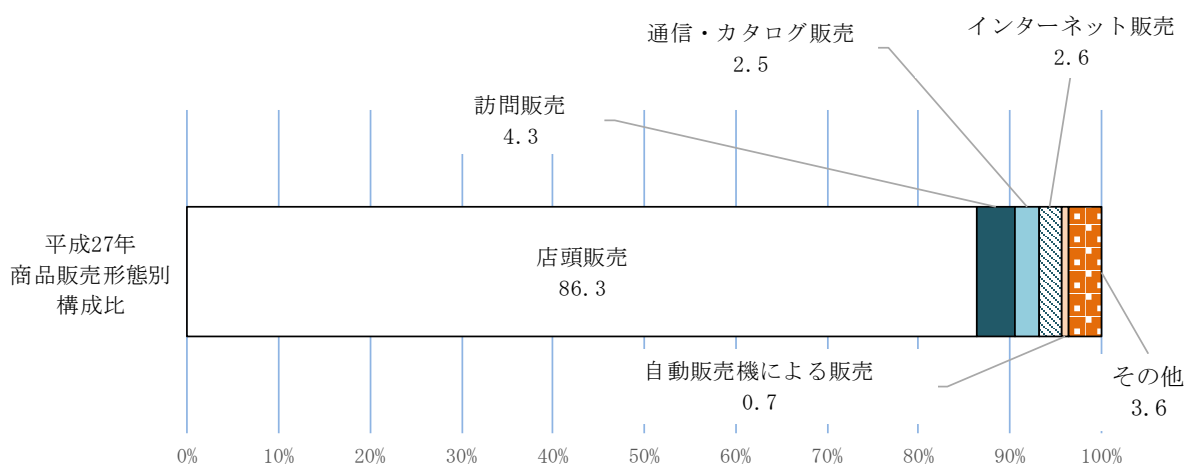
第7表 小売計における商品販売形態別年間商品販売額（法人）

	年間商品販売額	
	平成27年 （億円）	小売計に 占める割合 （%）
小売業計	1,303,619	—
卸売計	10,572	—
小売計	1,293,047	100.0
店頭販売	1,115,342	86.3
訪問販売	55,397	4.3
通信・カタログ販売	32,825	2.5
インターネット販売	34,092	2.6
自動販売機による販売	9,403	0.7
その他	45,988	3.6

注1：卸売計の年間商品販売額は、小売業に格付した事業所のうち、卸売の年間商品販売額の計。

注2：販売形態は小売業の事業所についてのみ調査している。

第5図 小売計の商品販売形態別年間商品販売額構成比（法人）



③売場面積（法人）

小売業の売場面積（法人）は、1億3534万㎡となっている。

産業小分類別にみると、「各種食料品小売業」が2236万㎡（小売業計の16.5%）と最も広く、次いでホームセンターなどが含まれる「他に分類されない小売業」が2178万㎡（同16.1%）、「百貨店、総合スーパー」が1794万㎡（同13.3%）などとなっている（第8表）。

第8表 産業小分類別売場面積（法人）

産業小分類	売場面積	
	平成28年 (㎡)	業種別計 に占める 割合 (%)
小売業計	135,343,693	100.0
561 百貨店、総合スーパー	17,936,735	13.3
569 その他の各種商品小売業（従業者が常時50人未満のもの）	376,657	0.3
571 呉服・服地・寝具小売業	936,835	0.7
572 男子服小売業	2,960,425	2.2
573 婦人・子供服小売業	8,860,879	6.5
574 靴・履物小売業	943,847	0.7
579 その他の織物・衣服・身の回り品小売業	5,061,745	3.7
581 各種食料品小売業	22,364,400	16.5
582 野菜・果実小売業	808,690	0.6
583 食肉小売業	322,363	0.2
584 鮮魚小売業	334,111	0.2
585 酒小売業	1,118,052	0.8
586 菓子・パン小売業	1,655,102	1.2
589 その他の飲食料品小売業	9,250,911	6.8
591 自動車小売業	2,982,778	2.2
592 自転車小売業	667,430	0.5
593 機械器具小売業（自動車、自転車を除く）	9,241,211	6.8
601 家具・建具・畳小売業	5,107,010	3.8
602 じゅう器小売業	742,967	0.5
603 医薬品・化粧品小売業	10,363,924	7.7
604 農耕用品小売業	1,567,625	1.2
606 書籍・文房具小売業	3,773,623	2.8
607 スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業	4,506,737	3.3
608 写真機・時計・眼鏡小売業	1,136,958	0.8
609 他に分類されない小売業	21,783,675	16.1
611 通信販売・訪問販売小売業	-	-
612 自動販売機による小売業	-	-
619 その他の無店舗小売業	-	-

注1：売場面積が得られた事業所を対象として集計した。

注2：「605 燃料小売業」を除いているため、内訳の積み上げと計は一致しない。

3. 都道府県別の状況

(1) 卸売業、小売業の事業所数

事業所数を都道府県別にみると、東京都が15万728事業所（全国の11.1%）と最も多く、次いで大阪府が9万9597事業所（同7.4%）、愛知県が7万7110事業所（同5.7%）などとなっている（第9表）。

(2) 卸売業、小売業の従業者数

従業者数を都道府県別にみると、東京都が194万8599人（全国の16.8%）と最も多く、次いで大阪府が98万4920人（同8.5%）、愛知県が72万4971人（同6.3%）などとなっている（第9表）。

(3) 卸売業、小売業の年間商品販売額

年間商品販売額を都道府県別にみると、東京都が186兆27億円（全国の34.1%）と最も多く、次いで大阪府が55兆6930億円（同10.2%）、愛知県が41兆6565億円（同7.6%）などとなっている（第10表）。

(4) 小売業の売場面積（法人）

小売業の売場面積（法人）を都道府県別にみると、東京都が1044万㎡（全国の7.7%）と最も広く、次いで愛知県が813万㎡（同6.0%）、大阪府が731万㎡（同5.4%）などとなっている（第10表）。

第9表 都道府県別事業所数、従業者数

	合計				卸売業				小売業			
	事業所数		従業者数		事業所数		従業者数		事業所数		従業者数	
	平成28年	合計に占める割合 (%)	平成28年 (人)	合計に占める割合 (%)	平成28年	合計に占める割合 (%)	平成28年 (人)	合計に占める割合 (%)	平成28年	合計に占める割合 (%)	平成28年 (人)	合計に占める割合 (%)
00 全国計	1,355,060	100.0	11,596,089	100.0	364,814	100.0	3,941,646	100.0	990,246	100.0	7,654,443	100.0
01 北海道	56,213	4.1	463,132	4.0	15,311	4.2	129,866	3.3	40,902	4.1	333,266	4.4
02 青森県	15,799	1.2	109,938	0.9	3,616	1.0	29,002	0.7	12,183	1.2	80,936	1.1
03 岩手県	15,404	1.1	106,297	0.9	3,495	1.0	27,740	0.7	11,909	1.2	78,557	1.0
04 宮城県	27,102	2.0	221,672	1.9	8,641	2.4	79,049	2.0	18,461	1.9	142,623	1.9
05 秋田県	13,034	1.0	84,392	0.7	2,727	0.7	18,982	0.5	10,307	1.0	65,410	0.9
06 山形県	14,496	1.1	91,602	0.8	3,153	0.9	24,335	0.6	11,343	1.1	67,267	0.9
07 福島県	22,064	1.6	151,436	1.3	5,022	1.4	38,737	1.0	17,042	1.7	112,699	1.5
08 茨城県	29,144	2.2	228,230	2.0	6,594	1.8	53,119	1.3	22,550	2.3	175,111	2.3
09 栃木県	21,883	1.6	161,579	1.4	5,250	1.4	42,104	1.1	16,633	1.7	119,475	1.6
10 群馬県	21,846	1.6	164,713	1.4	5,279	1.4	45,429	1.2	16,567	1.7	119,284	1.6
11 埼玉県	56,851	4.2	533,415	4.6	14,486	4.0	142,709	3.6	42,365	4.3	390,706	5.1
12 千葉県	47,017	3.5	432,698	3.7	10,721	2.9	93,884	2.4	36,296	3.7	338,814	4.4
13 東京都	150,728	11.1	1,948,599	16.8	54,057	14.8	1,052,359	26.7	96,671	9.8	896,240	11.7
14 神奈川県	66,274	4.9	663,878	5.7	15,312	4.2	171,024	4.3	50,962	5.1	492,854	6.4
15 新潟県	29,006	2.1	207,932	1.8	7,198	2.0	62,808	1.6	21,808	2.2	145,124	1.9
16 富山県	13,858	1.0	91,866	0.8	3,288	0.9	26,570	0.7	10,570	1.1	65,296	0.9
17 石川県	15,088	1.1	109,182	0.9	4,026	1.1	35,661	0.9	11,062	1.1	73,521	1.0
18 福井県	10,543	0.8	71,122	0.6	2,586	0.7	21,148	0.5	7,957	0.8	49,974	0.7
19 山梨県	9,999	0.7	68,143	0.6	2,321	0.6	16,729	0.4	7,678	0.8	51,414	0.7
20 長野県	24,779	1.8	174,745	1.5	5,945	1.6	47,957	1.2	18,834	1.9	126,788	1.7
21 岐阜県	24,132	1.8	168,671	1.5	6,032	1.7	46,075	1.2	18,100	1.8	122,596	1.6
22 静岡県	43,072	3.2	307,303	2.7	11,073	3.0	88,746	2.3	31,999	3.2	218,557	2.9
23 愛知県	77,110	5.7	724,971	6.3	25,054	6.9	280,246	7.1	52,056	5.3	444,725	5.8
24 三重県	19,577	1.4	143,100	1.2	4,214	1.2	32,581	0.8	15,363	1.6	110,519	1.4
25 滋賀県	13,178	1.0	107,015	0.9	2,696	0.7	20,395	0.5	10,482	1.1	86,620	1.1
26 京都府	29,033	2.1	241,678	2.1	7,087	1.9	68,582	1.7	21,946	2.2	173,096	2.3
27 大阪府	99,597	7.4	984,920	8.5	36,071	9.9	449,573	11.4	63,526	6.4	535,347	7.0
28 兵庫県	54,143	4.0	441,070	3.8	12,834	3.5	118,117	3.0	41,309	4.2	322,953	4.2
29 奈良県	12,047	0.9	90,499	0.8	2,235	0.6	16,934	0.4	9,812	1.0	73,565	1.0
30 和歌山県	12,878	1.0	78,128	0.7	2,769	0.8	19,057	0.5	10,109	1.0	59,071	0.8
31 鳥取県	6,938	0.5	47,136	0.4	1,585	0.4	12,837	0.3	5,353	0.5	34,299	0.4
32 島根県	9,349	0.7	56,263	0.5	1,906	0.5	13,587	0.3	7,443	0.8	42,676	0.6
33 岡山県	21,434	1.6	164,813	1.4	5,280	1.4	45,699	1.2	16,154	1.6	119,114	1.6
34 広島県	33,337	2.5	268,104	2.3	9,594	2.6	87,209	2.2	23,743	2.4	180,895	2.4
35 山口県	17,063	1.3	115,813	1.0	3,718	1.0	27,446	0.7	13,345	1.3	88,367	1.2
36 徳島県	9,451	0.7	60,017	0.5	2,002	0.5	15,482	0.4	7,449	0.8	44,535	0.6
37 香川県	12,673	0.9	91,751	0.8	3,656	1.0	30,235	0.8	9,017	0.9	61,516	0.8
38 愛媛県	17,077	1.3	116,560	1.0	4,273	1.2	33,188	0.8	12,804	1.3	83,372	1.1
39 高知県	9,926	0.7	61,193	0.5	2,036	0.6	15,813	0.4	7,890	0.8	45,380	0.6
40 福岡県	59,520	4.4	481,314	4.2	17,506	4.8	167,509	4.2	42,014	4.2	313,805	4.1
41 佐賀県	10,278	0.8	68,363	0.6	2,242	0.6	17,466	0.4	8,036	0.8	50,897	0.7
42 長崎県	17,542	1.3	111,140	1.0	3,690	1.0	28,656	0.7	13,852	1.4	82,484	1.1
43 熊本県	19,897	1.5	139,011	1.2	4,472	1.2	36,261	0.9	15,425	1.6	102,750	1.3
44 大分県	14,115	1.0	95,817	0.8	3,081	0.8	22,636	0.6	11,034	1.1	73,181	1.0
45 宮崎県	13,629	1.0	91,773	0.8	2,987	0.8	24,208	0.6	10,642	1.1	67,565	0.9
46 鹿児島県	21,093	1.6	139,235	1.2	4,581	1.3	35,505	0.9	16,512	1.7	103,730	1.4
47 沖縄県	15,843	1.2	115,860	1.0	3,112	0.9	28,391	0.7	12,731	1.3	87,469	1.1

注1：「従業者数」とは、「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」及び「常用雇用者」の計であり、「臨時雇用者」は含めていない。

注2：卸売業、小売業内格付不能の事業所及び年間商品販売額のない管理・補助的経済活動を行う事業所を含めている（『産業編（総括表）』及び『産業編（都道府県表）』の統計表第1表に該当）。

第10表 都道府県別年間商品販売額、小売業の売場面積（法人）

	卸売業、小売業 年間商品販売額		卸売業		小売業		小売業の売場面積（法人）	
	平成27年 （百万円）	合計に 占める 割合 （%）	平成27年 （百万円）	合計に 占める 割合 （%）	平成27年 （百万円）	合計に 占める 割合 （%）	平成28年 （㎡）	合計に占 める割合 （%）
00 全国計	544,835,917	100.0	406,820,294	100.0	138,015,622	100.0	135,343,693	100.0
01 北海道	17,999,617	3.3	11,691,126	2.9	6,308,491	4.6	6,818,035	5.0
02 青森県	3,273,503	0.6	1,843,036	0.5	1,430,467	1.0	1,698,643	1.3
03 岩手県	3,332,785	0.6	1,963,950	0.5	1,368,835	1.0	1,637,684	1.2
04 宮城県	11,554,910	2.1	8,782,579	2.2	2,772,330	2.0	2,906,286	2.1
05 秋田県	2,256,067	0.4	1,130,453	0.3	1,125,614	0.8	1,402,508	1.0
06 山形県	2,488,163	0.5	1,328,494	0.3	1,159,669	0.8	1,485,793	1.1
07 福島県	4,631,742	0.9	2,522,021	0.6	2,109,721	1.5	2,292,793	1.7
08 茨城県	6,868,784	1.3	3,812,347	0.9	3,056,437	2.2	3,617,941	2.7
09 栃木県	5,419,161	1.0	3,214,132	0.8	2,205,029	1.6	2,480,369	1.8
10 群馬県	7,029,303	1.3	4,877,271	1.2	2,152,032	1.6	2,492,737	1.8
11 埼玉県	16,909,010	3.1	10,037,397	2.5	6,871,613	5.0	7,199,441	5.3
12 千葉県	12,563,223	2.3	6,553,174	1.6	6,010,050	4.4	6,427,763	4.7
13 東京都	186,002,700	34.1	166,915,871	41.0	19,086,829	13.8	10,443,516	7.7
14 神奈川県	21,008,956	3.9	12,125,252	3.0	8,883,704	6.4	7,109,536	5.3
15 新潟県	6,584,716	1.2	4,055,941	1.0	2,528,775	1.8	2,976,562	2.2
16 富山県	3,080,755	0.6	1,930,896	0.5	1,149,859	0.8	1,400,735	1.0
17 石川県	4,008,457	0.7	2,716,985	0.7	1,291,472	0.9	1,566,206	1.2
18 福井県	1,945,172	0.4	1,124,125	0.3	821,047	0.6	1,007,170	0.7
19 山梨県	1,882,701	0.3	986,597	0.2	896,104	0.6	1,047,915	0.8
20 長野県	5,477,086	1.0	3,257,148	0.8	2,219,938	1.6	2,582,711	1.9
21 岐阜県	4,442,174	0.8	2,344,839	0.6	2,097,335	1.5	2,528,156	1.9
22 静岡県	10,881,426	2.0	6,972,575	1.7	3,908,851	2.8	3,904,307	2.9
23 愛知県	41,656,480	7.6	33,182,100	8.2	8,474,380	6.1	8,133,705	6.0
24 三重県	3,783,623	0.7	1,871,064	0.5	1,912,559	1.4	2,374,650	1.8
25 滋賀県	2,544,255	0.5	1,178,388	0.3	1,365,867	1.0	1,779,010	1.3
26 京都府	7,158,201	1.3	4,346,735	1.1	2,811,467	2.0	2,415,324	1.8
27 大阪府	55,693,043	10.2	45,961,888	11.3	9,731,155	7.1	7,312,781	5.4
28 兵庫県	14,379,383	2.6	8,916,626	2.2	5,462,757	4.0	5,491,884	4.1
29 奈良県	1,997,169	0.4	806,809	0.2	1,190,360	0.9	1,410,822	1.0
30 和歌山県	2,082,920	0.4	1,143,373	0.3	939,547	0.7	1,054,609	0.8
31 鳥取県	1,290,116	0.2	677,622	0.2	612,494	0.4	815,424	0.6
32 島根県	1,417,884	0.3	742,391	0.2	675,493	0.5	811,249	0.6
33 岡山県	5,357,041	1.0	3,340,492	0.8	2,016,548	1.5	2,390,740	1.8
34 広島県	11,874,032	2.2	8,653,764	2.1	3,220,269	2.3	3,387,803	2.5
35 山口県	2,989,960	0.5	1,574,146	0.4	1,415,814	1.0	1,843,546	1.4
36 徳島県	1,584,154	0.3	859,382	0.2	724,772	0.5	915,023	0.7
37 香川県	3,492,286	0.6	2,368,320	0.6	1,123,965	0.8	1,470,056	1.1
38 愛媛県	3,804,387	0.7	2,332,819	0.6	1,471,569	1.1	1,823,709	1.3
39 高知県	1,533,518	0.3	809,717	0.2	723,801	0.5	793,436	0.6
40 福岡県	21,760,943	4.0	16,155,837	4.0	5,605,106	4.1	5,715,859	4.2
41 佐賀県	1,663,929	0.3	853,670	0.2	810,259	0.6	1,084,422	0.8
42 長崎県	2,986,949	0.5	1,578,422	0.4	1,408,527	1.0	1,320,696	1.0
43 熊本県	4,043,180	0.7	2,371,101	0.6	1,672,079	1.2	2,016,706	1.5
44 大分県	2,467,465	0.5	1,276,109	0.3	1,191,357	0.9	1,657,171	1.2
45 宮崎県	2,714,389	0.5	1,598,605	0.4	1,115,784	0.8	1,360,075	1.0
46 鹿児島県	4,194,068	0.8	2,595,424	0.6	1,598,644	1.2	1,733,531	1.3
47 沖縄県	2,726,128	0.5	1,439,283	0.4	1,286,845	0.9	1,204,655	0.9

注1：年間商品販売額は、卸売業、小売業の事業所のうち、卸売業又は小売業の年間商品販売額があり、産業細分類の格付に必要な事項の数値が得られた事業所を対象として集計した（『産業編（総括表）』『産業編（都道府県表）』の統計表第2表以降に該当）。

注2：売場面積は、売場面積が得られた事業所を対象として集計し、個人経営の事業所を含まない。

平成28年経済センサス - 活動調査の概要

1. 調査の目的

全産業分野の売上（収入）金額や費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握し、我が国における事業所・企業の経済活動を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を対象とした各種統計調査の母集団資料を得ることを目的としている。

2. 調査日

平成28年6月1日

3. 調査対象

(1) 地域的範囲

全国（ただし、以下に掲げる地域を除く。）

＜調査範囲から除外した地域＞

平成28年6月1日現在において、東日本大震災に関して原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第3項の規定に基づき原子力災害対策本部長（同法第17条第1項に規定する原子力災害対策本部長をいう。）が設定した帰還困難区域を含む調査区

(2) 属性的範囲

調査は、日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、以下に掲げる事業所並びに国及び地方公共団体の事業所を除く国内全ての事業所・企業（以下「調査事業所」という。）について行った。

- ① 大分類A－「農業、林業」に属する個人経営の事業所
- ② 大分類B－「漁業」に属する個人経営の事業所
- ③ 大分類N－「生活関連サービス業、娯楽業」のうち、小分類792－「家事サービス業」に属する事業所
- ④ 大分類R－「サービス業（他に分類されないもの）」のうち、中分類96－「外国公務」に属する事業所

4. 調査の単位

原則として、単一の経営者が事業を営んでいる1区画の場所を1事業所とし、これを調

査の単位とした。単一の経営者が、異なる場所で事業を営んでいる場合は、それぞれの場所ごとに、また、1区画の場所で異なる経営者が事業を営んでいる場合は、経営者が異なるごとに1事業所とした。

なお、事業所としての取扱いに関し、以下に掲げるものについては、特例を設けた。

(1) 建設業

作業の行われている工事現場、現場事業所などは、それらを直接管理している本社、支店、営業所、出張所などの事業所に含めて調査した。また、自営の大工、左官、塗装工事・屋根工事・配管工事・電気工事などの業者については、工事現場では調査せず、それらの業者の事業所又は自宅で、その従業者も含めて調査した。

(2) 運輸業

鉄道、自動車、船舶、航空機などによる運輸業は、管理責任者のいる場所を事業所とした。鉄道業について、駅、車掌区、車両工場などは、それぞれを1事業所とした。ただし、駅長、区長などの管理責任者の置かれていない事業所は、管理責任者のいる事業所に含めて調査した。

(3) 学校

同一の学校法人に属する幾つかの学校、例えば、大学、高等学校、中学校、小学校、幼稚園などが同一構内にあるような場合、学校ごとにそれぞれ1事業所とした。ただし、高等学校に併設されている定時制課程などは別の事業所とせず、その高等学校に含めて調査した。

5. 調査事項

【個人経営調査票】

① <個人経営調査票>

・全産業共通事項

- ア 名称及び電話番号
- イ 所在地
- ウ 事業所の開設時期
- エ 事業所の主な事業の内容
- オ 事業所の従業者数
- カ 経営組織
- キ 単独事業所・本所・支所の別等
- ク 消費税の税込み記入・税抜き記入の別
- ケ 売上（収入）金額、費用総額及び費用項目
- コ 事業別売上（収入）金額

- サ 電子商取引の有無及び割合
- シ 設備投資の有無及び取得額
- ・産業別に調査する事項
 - ア 主な事業の種類又は事業所の形態等
 - イ 事業別売上（収入）金額の内訳
 - ウ サービス関連産業B又は医療、福祉の相手先別収入割合

【単独事業所調査票】

- ・全産業共通事項（単独事業所）
 - ア 名称及び電話番号
 - イ 所在地
 - ウ 事業所の開設時期
 - エ 事業所の主な事業の内容
 - オ 事業所の従業者数
 - カ 経営組織（協同組合は除く）
 - キ 単独事業所・本所・支所の別等
 - ク 消費税の税込み記入・税抜き記入の別
 - ケ 売上（収入）金額、費用総額及び費用項目（協同組合においては経常収益、経常費用及び費用項目）
 - コ 事業別売上（収入）金額
 - サ 電子商取引の有無及び割合（個人経営及び法人のみ）
 - シ 設備投資の有無及び取得額（個人経営及び法人のみ）
 - ス 自家用自動車の保有台数（法人のみ）
 - セ 土地・建物の所有の有無（法人のみ）
 - ソ 資本金等の額及び外国資本比率（会社のみ）
 - タ 決算月（会社のみ）
- ・産業別に調査する事項
 - ② <農業、林業、漁業調査票>
 - ア 農業、林業、漁業の収入の内訳
 - ③ <鉱業、採石業、砂利採取業調査票>
 - ア 給与総額等
 - イ 鉱業活動に係る費用
 - ウ 生産数量及び生産金額
 - ④ <製造業調査票>
 - ア 人件費及び人材派遣会社への支払額
 - イ 原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額
 - ウ 有形固定資産
 - エ リース契約による契約額及び支払額
 - オ 製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額及び原材料、燃料の在庫額
 - カ 製造品出荷額、在庫額等
 - キ 酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の合計額
 - ク 製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合

- ケ 主要原材料名
- コ 工業用地及び工業用水
- サ 作業工程
- ⑤ <卸売業、小売業調査票>
 - ア 年間商品販売額等
 - イ 年初及び年末商品手持額
 - ウ 年間商品仕入額
 - エ 小売販売額の商品群別割合
 - オ 小売販売額の商品販売形態別割合
 - カ セルフサービス方式の採用
 - キ 売場面積
 - ク 営業時間
 - ケ 店舗形態
 - コ チェーン組織への加盟
- ⑥ <医療、福祉調査票>
 - ア 医療、福祉の事業収入内訳
 - イ 医療、福祉の相手先別収入割合
 - ウ 事業所の形態、主な事業の内容
- ⑦ <建設業、サービス関連産業A、学校教育調査票>
 - ア 主な事業収入の内訳
 - イ 業態別工事種類
 - ウ 金融業、保険業、郵便局受託業の事業種類
 - エ 学校教育の種類
- ⑧ <協同組合調査票>
 - ア 協同組合の種類
- ⑨ <サービス関連産業B調査票>
 - ア サービス関連産業Bの事業収入内訳
 - イ 施設・店舗等形態
 - ウ サービス関連産業Bの相手先別収入割合
 - エ 飲食サービス業の8時間換算雇用者数
 - オ 宿泊業の収容人数、客室数
 - カ 物品賃貸業のレンタル年間売上高及びリース年間契約高
 - キ 特定のサービス業における取扱件数、入場者数、利用者数等
 - ク 特定のサービス業における同業者との契約割合
- ⑩ <政治・経済・文化団体、宗教調査票>
 - ア 政治・経済・文化団体、宗教の種類

【産業共通調査票】

- ・全産業共通事項のみ

- ⑪ <産業共通調査票>
 - ア 名称及び電話番号
 - イ 所在地
 - ウ 事業所の開設時期
 - エ 事業所の従業者数

- オ 事業所の主な事業の内容
- カ 経営組織
- キ 単独事業所・本所・支所の別等
- ク 消費税の税込み記入・税抜き記入の別
- ケ 企業全体の売上（収入）金額、費用総額及び費用項目
- コ 事業別売上（収入）金額
- サ 電子商取引の有無及び割合（個人経営及び法人のみ）
- シ 設備投資の有無及び取得額（個人経営及び法人のみ）
- ス 自家用自動車の保有台数（法人のみ）
- セ 土地・建物の所有の有無（法人のみ）
- ソ 移転及び名称変更の有無（法人のみ）
- タ 資本金等の額及び外国資本比率（会社のみ）
- チ 決算月（会社のみ）
- ツ 常用雇用者数及び支所等数（本所・本社・本店のみ）
- テ 企業全体の主な事業の内容（本所・本社・本店のみ）

【企業調査票】

- ・全産業共通事項（企業）
 - ア 名称及び電話番号
 - イ 所在地
 - ウ 経営組織
 - エ 常用雇用者数及び支所等数
 - オ 消費税の税込み記入・税抜き記入の別
 - カ 企業全体の売上（収入）金額、費用総額及び費用項目
 - キ 企業全体の事業別売上（収入）金額
 - ク 電子商取引の有無及び割合
 - ケ 設備投資の有無及び取得額
 - コ 自家用自動車の保有台数（法人のみ）
 - サ 土地、建物の所有の有無（法人のみ）
 - シ 資本金等の額及び外国資本比率（会社のみ）
 - ス 決算月（会社のみ）
- ・産業別に調査する事項
 - ⑫ <企業調査票>
 - ア 企業全体の主な事業の内容
 - イ 年初及び年末商品手持額（法人のみ）
 - ウ 年間商品仕入額（法人のみ）
 - ⑬ <企業調査票（建設業、サービス関連産業A、学校教育）>
 - ア 主な事業収入の内訳
 - イ 業態別工事種類
 - ウ 金融業、保険業の事業種類
 - エ 学校等種類別収入内訳
 - ⑭ <団体調査票（政治・経済・文化団体、宗教）>
 - ア 政治・経済・文化団体、宗教の種類

【事業所調査票】

・全産業共通事項（事業所）

- ア 事業所の名称及び電話番号
- イ 事業所の所在地
- ウ 事業所の開設時期
- エ 事業所の従業者数
- オ 本所等の別
- カ 管理・補助的業務

・産業別に調査する事項

⑮ <農業、林業、漁業調査票>

- ア 主な事業の内容
- イ 事業所の売上（収入）金額
- ウ 事業別売上（収入）金額
- エ 農業、林業、漁業の収入の内訳

⑯ <鉱業、採石業、砂利採取業調査票>

- ア 主な事業の内容
- イ 事業所の売上（収入）金額
- ウ 事業別売上（収入）金額
- エ 給与総額等
- オ 鉱業活動に係る費用
- カ 生産数量及び生産金額

⑰ <製造業調査票>

- ア 主な事業の内容
- イ 事業所の売上（収入）金額
- ウ 事業別売上（収入）金額
- エ 人件費及び人材派遣会社への支払額
- オ 原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額
- カ 有形固定資産
- キ リース契約による契約額及び支払額
- ク 製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額及び原材料、燃料の在庫額
- ケ 製造品出荷額、在庫額等
- コ 酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の合計額
- サ 製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合
- シ 主要原材料名
- ス 工業用地及び工業用水
- セ 作業工程

⑱ <卸売業、小売業調査票>

- ア 主な事業の内容
- イ 事業所の売上（収入）金額
- ウ 事業別売上（収入）金額
- エ 年間商品販売額等
- オ 小売販売額の商品群別割合
- カ 小売販売額の商品販売形態別割合

- キ セルフサービス方式の採用
- ク 売場面積
- ケ 営業時間
- コ 店舗形態
- サ チェーン組織への加盟
- ①⑨ <医療、福祉調査票>
 - ア 事業所の売上（収入）金額
 - イ 事業別売上（収入）金額
 - ウ 医療、福祉の事業収入内訳
 - エ 医療、福祉の相手先別収入割合
 - オ 事業所の形態、主な事業の内容
- ②⑩ <建設業、サービス関連産業A、学校教育調査票>
 - ア 主な事業の種類
- ②⑪ <協同組合調査票>
 - ア 事業所の売上（収入）金額
 - イ 事業別売上（収入）金額
 - ウ 協同組合の種類
 - エ 信用事業又は共済事業の実施の有無
- ②⑫ <サービス関連産業B調査票>
 - ア 主な事業の内容
 - イ 事業所の売上（収入）金額
 - ウ 事業別売上（収入）金額
 - エ サービス関連産業Bの事業収入内訳
 - オ 施設・店舗等形態
 - カ サービス関連産業Bの相手先別収入割合
 - キ 飲食サービス業の8時間換算雇用者数
 - ク 宿泊業の収容人数、客室数
 - ケ 物品賃貸業のレンタル年間売上高及びリース年間契約高
 - コ 特定のサービス業における取扱件数、入場者数、利用者数等
 - サ 特定のサービス業における同業者との契約割合
- ②⑬ <政治・経済・文化団体、宗教調査票>
 - ア 政治・経済・文化団体、宗教の種類

6. 調査の方法

調査は調査員による調査（以下「調査員調査」という。）と総務省、経済産業省、都道府県及び市区による調査（以下「直轄調査」という。）の2種類から成る。

(1) 調査員調査

単独事業所及び新設事業所（ただし、(2)における特定の単独事業所及び新設事業所を除く。）については、調査票の配布は調査員が行い、収集はオンライン又は調査員による回収により行った。

・総務省及び経済産業省－都道府県－市区町村－統計調査員－調査事業所

(2) 直轄調査

複数事業所を有する企業等については、その本所（本社・本店）となる事業所に対して、調査票の配布は総務省及び経済産業省が郵送により行い、収集は市区、都道府県、総務省、経済産業省の担当区分に応じて、オンライン又は郵送により行った。

また、特定の単独事業所（純粹持株会社、不動産投資法人及び資本金1億円以上の事業所）及び新設事業所については、総務省及び経済産業省が、調査票の配布は郵送により行い、収集はオンライン又は郵送により行った。

ア 市区による調査

同一市区内に全事業所を有する従業者数30人未満の企業等の事業所（ウに掲げるものを除く。）

- ・総務省及び経済産業省－都道府県－市区－調査事業所

イ 都道府県による調査

同一都道府県内に本所及び支所となる事業所の大半を有する従業者数30人未満の企業等の事業所（ア及びウに掲げるものを除く。）

- ・総務省及び経済産業省－都道府県－調査事業所

ウ 総務省及び経済産業省による調査

複数の都道府県に本所及び支所となる事業所を有する企業等の事業所、従業者数30人以上の企業等の事業所並びに総務大臣及び経済産業大臣が定めた事業所並びに東日本大震災の影響により調査員調査の実施に大きな支障が生じている地域として総務大臣及び経済産業大臣が定めた調査区内の単独事業所及び新設事業所

- ・総務省及び経済産業省－調査事業所

用語の解説

(1) 事業所

経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

- ① 一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- ② 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

(2) 卸売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

- ① 小売業者又は他の卸売業者に商品を販売する事業所
- ② 産業用使用者（建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等）に業務用として商品を大量又は多額に販売する事業所
- ③ 主として業務用に使用される商品〔事務用機械及び家具、病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く）など〕を販売する事業所
- ④ 製造業の会社が、別の場所で経営している自己製品の卸売事業所（主として管理事務のみを行っている事業所を除く）
例えば、家電メーカーの支店、営業所が自己製品を問屋などに販売している場合、その支店、営業所は卸売事業所とする。
- ⑤ 商品を卸売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所
なお、修理料収入額の方が多くても同種商品を販売している場合は、修理業とせず卸売業とする。
- ⑥ 主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理又は仲立を行う事業所（代理商、仲立業）。「代理商、仲立業」には、一般的に、買継商、仲買人、農産物集荷業と呼ばれている事業所が含まれる。

(3) 小売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

- ① 個人（個人経営の農林漁家への販売を含む）又は家庭用消費者のために商品を販売する事業所
- ② 産業用使用者に少量又は少額に商品を販売する事業所
- ③ 商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所
なお、修理料収入額の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業とせず小売業とする。ただし、修理のみを専業としている事業所は、修理業〔大分類Rーサービス業（他に分類されないもの）〕とし、修理のために部品などを取り替えても商品の販売とはしない。
- ④ 製造小売事業所（自店で製造した商品在那个場所で個人又は家庭用消費者に販

売する事業所)

例えば、菓子店、パン屋、豆腐屋、調剤薬局など。

なお、商品を製造する事業所が店舗を持たず通信販売により小売している場合は、製造業〔大分類E〕に分類される。

⑤ ガソリンスタンド

⑥ 主として無店舗販売を行う事業所（販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売又は通信・カタログ・インターネット販売の事業所など）で、主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所

⑦ 別経営の事業所

官公庁、会社、工場、団体、遊園地などの中にある売店等で他の事業者によって経営されている場合はそれぞれ独立した事業所として小売業に分類する。

(4) 従業者及び就業者

平成28年6月1日現在で、当該事業所の業務に従事している従業者、就業者をいう。

従業者とは「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」及び「常用雇用者」の計をいい、就業者とは従業者に「臨時雇用者」及び「他からの出向・派遣従業者」を合わせ「従業者・臨時雇用者のうち他への出向・派遣従業者」を除いたものをいう。

① 個人業主

個人経営の事業主で実際に事業所を経営している人をいう。

② 無給家族従業者

個人業主の家族で賃金・給与を受けず、常時従事している人をいう。

③ 有給役員

法人、団体の役員（常勤、非常勤を問わない）で給与を受けている人をいう。

なお、重役や理事であっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、「常用雇用者」に含まれる。

④ 常用雇用者

以下のア、イをいい、「正社員・正職員」、「パート・アルバイトなど」に分けられる。

ア 事業所に常時雇用されている人

イ 期間を定めずに雇用されている人又は1か月以上の期間を定めて雇用されている人

⑤ 正社員・正職員

常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」として処遇されている人をいう。

なお、取締役、理事などの役員のうち、常時勤務して一般職員と同じ給与規則によって給与の支払を受けている人も含む。

⑥ パート・アルバイトなど

常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」として処遇されている人以外で、例えば、「契約社員」、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い雇用形態で処遇されている人をいう。

⑦ 臨時雇用者

常用雇用者以外の雇用者で1か月未満の期間を定めて雇用されている人や日々雇用されている人をいう。

⑧ 他からの出向・派遣従業者

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）にいう派遣労働者、在籍出向など別経営である出向元に籍がありながら当該事業所にきて働いている人をいう。

⑨ 従業者・臨時雇用者のうち他への出向・派遣従業者

従業者及び臨時雇用者のうち、労働者派遣法にいう派遣労働者、在籍出向など当該事業所に籍がありながら、他の会社など別経営の事業所で働いている人をいう。

⑩ パート・アルバイトなどの8時間換算雇用者数

パート・アルバイトなどの従業者について平均的な1日当たりの労働時間である8時間に換算したもの。

(5) 年間商品販売額

平成27年1月1日から平成27年12月31日までの1年間の当該事業所における有体商品の販売額をいう。したがって、土地・建物などの不動産及び株券、商品券、プリペイドカード、宝くじ、切手などの有価証券の販売額は含めない。

商品売買に関する仲立手数料収入を除く卸売の商品販売額に小売の商品販売額を加えることにより算出した。ただし、個人経営の事業所については、卸売の商品販売額に仲立手数料を含む。

(6) 商品販売形態（法人組織の小売業のみ）

販売形態区分は、次のとおり。

① 店頭販売

店頭で商品を販売した場合をいう。なお、ご用聞き及び自動車等の移動販売も含む。

② 訪問販売

訪問販売員等が家庭などを訪問して商品を販売した場合をいう。仮設会場での展示販売も含む。

③ 通信・カタログ販売

カタログ、テレビ、ラジオ等の媒体を用いてPRを行い、消費者から郵便、電話、FAX、銀行振込などの通信手段による購入の申込みを受けて商品を販売した場合をいう。

④ インターネット販売

インターネットにより購入の申込みを受けて商品を販売した場合をいう。

⑤ 自動販売機による販売

卸売業、小売業の事業所が管理している自動販売機で商品を販売した場合をいう。

⑥ その他

生活協同組合の「共同購入方式」、新聞や牛乳などの月極販売及び上記以外の販売形態で商品を販売した場合をいう。

(7) 売場面積（法人組織の小売業のみ）

平成28年6月1日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積（食堂・喫茶、屋外展示場、配送所、階段、連絡通路、エレベーター、エスカレーター、休憩室、洗面所、事務室、倉庫等、また、他に貸している店舗（テナント）分は除く。）をいう。

ただし、牛乳小売業（宅配専門）、自動車小売業（新車・中古）、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業（宅配専門）の事業所については売場面積の調査を行っていない。

集計及び公表予定

集計区分				集計内容	公表時期	
速報集計	1 事業所に関する集計			地域、産業（大分類）、経営組織別、従業者規模別、事業活動別等に事業所数、従業者数、売上（収入）金額を表章。	平成29年 5 月	
	2 企業等に関する集計			地域、産業（大分類）、経営組織別、企業常用雇用者規模別、資本金階級別等に企業等数、従業者数、売上（収入）金額、付加価値額等を表章。	平成29年 5 月	
確報集計	1 事業所に関する集計	（１）産業的横断集計	①事業所数、従業者数	地域、産業（大分類・中分類・小分類・細分類）、経営組織別、従業者規模別、開設時期別、存続・新設・廃業別等に事業所数、従業者数を表章。	平成30年 6 月	
			②売上（収入）金額等	地域、産業（大分類・中分類・小分類・細分類）、経営組織別、事業活動別、従業者規模別等に売上（収入）金額、付加価値額等を表章。	平成30年 6 月	
		（２）産業別集計	①鉱業、採石業、砂利採取業		「鉱業、採石業、砂利採取業」について、地域、産業（小分類・細分類）別等に、事業所数、従業者数、売上（収入）金額等を表章。	平成29年12月
			②製造業	1) 概要	事業所数、従業者数、製造品出荷額等及び付加価値額等の主要な事項について、産業（中分類）別に表章。	平成29年 9 月
				2) 品目編	品目別（６桁）について、産出事業所数、出荷額、出荷数量を表章。	平成29年12月
				3) 産業編	産業（中分類・細分類）・従業者規模別統計表、産業（中分類）・都道府県・大都市別統計表を表章。	平成29年12月
				4) 用地・用水編	産業（中分類・細分類）別に、事業所数、従業者数、製造品出荷額等、敷地面積、用水使用量（水源別）等を表章。	平成29年12月
				5) 市区町村編	市区町村別に主要項目を表章。市区については産業中分類別に表章。	平成29年12月
				6) 工業地区編	工業地区・産業（中分類・細分類）別に主要項目を表章。ただし、細分類は上位60位以内の産業のみ。	平成29年12月
			③卸売業・小売業	1) 産業編（総括表）	主として産業（小分類・細分類）別の従業者規模別、年間商品販売額階級別、売場面積規模別などの階級別統計表を表章。	平成30年 3 月
				2) 産業編（都道府県表）	主として都道府県別、東京特別区・政令指定都市別の産業（中分類・小分類）別統計表を表章。	平成30年 3 月
				3) 産業編（市区町村表）	市区町村別の産業（中分類・小分類）別統計表を表章。	平成30年 3 月
			④サービス関連産業B		「サービス関連産業B」について、地域、産業（大分類・中分類・小分類・細分類）別に事業所数、従業者数、売上（収入）金額等を表章。	平成30年 3 月
			⑤医療、福祉		「医療、福祉」について、地域、産業（細分類）別に事業所数、従業者数、売上（収入）金額等を表章。	平成30年 3 月
	2 企業等に関する集計	（１）産業的横断集計	①企業等数、従業者数	地域、産業（大分類・中分類・小分類）、経営組織別、企業常用雇用者規模別、資本金階級別等に企業等数、従業者数等を表章。	平成30年 6 月	
			②経理事項等	地域、産業（大分類・中分類・小分類）、経営組織別、事業活動別、企業常用雇用者規模別、資本金階級別等に経理事項等を表章。	平成30年 6 月	
		（２）産業別集計	①建設業及びサービス関連産業A		「建設業、サービス関連産業A」について、地域、産業（小分類）別に企業等数、従業者数、売上（収入）金額等を表章。	平成29年12月
			②卸売業、小売業		「卸売業、小売業」について、産業（小分類）別、従業者規模別に、企業等数、従業者数、年間商品仕入額、年間商品販売額、年初・年末商品手持額等を表章。	平成30年 3 月
			③学校教育		「学校教育」について、地域、産業（小分類）別に企業等数、従業者数、学校等種類別売上（収入）金額を表章。	平成29年12月

※ 網掛けの集計区分については、公表済

【問合せ先】



総務省統計局 統計調査部 経済統計課 審査発表第二係

電話 : (直通) 03-5273-1389

FAX : 03-5273-1498

e-mail : e-shinsa2@soumu.go.jp



経済産業省 大臣官房調査統計グループ 構造統計室 経済センサス班

電話 : 03-3501-1511 (内線) 2881 ~ 2884

FAX : 03-3501-7790

e-mail : qqcebd@meti.go.jp

本冊子に掲載されたデータを引用・転載する場合には、出典の表記をお願いします。

(例 出典：総務省・経済産業省「平成28年経済センサス-活動調査 産業別集計（卸売業，小売業）結果」)